

会議の公開等の取り扱いについて

1 会議の公開について

(1) 会議の公開

会議は、原則として公開(傍聴可)とする。また、委員名簿については公表する。ただし、公開することが適当でない事項を協議する場合は、会長は協議会に諮り、会議を非公開とすることができる。

なお、委員からの活発なご意見をいただける環境を保つため、区公式 YouTube チャンネルやオンラインによる会議の公開は行わない。傍聴は、対面会議の場合は開催会場に傍聴席を、オンライン会議の場合は傍聴会場を用意して行うものとする。

(2) 傍聴手続き

傍聴人は、自己の氏名、住所、連絡先を記した所定の傍聴申請書を事務局に提出し、健康状態の確認を受けたうえで、協議会の許可を得て、入場することとする。傍聴人による会議の撮影、録音については禁止する。

なお、原則として会議資料の配付を行うが、非公開事項や個人情報保護等の観点から配付しない場合がある。

(3) 会議録

要点をまとめた会議録を作成し、出席者に確認を取ったうえで確定する。なお、会議中の意見発言者の個人名は記載しない。

2 情報発信について

(1) 「協議会だより」(仮称)での周知

毎回の協議会での協議経過等を周知するため、「協議会だより」(仮称)を作成する。該当中学校及び学区内の小学校の全保護者や、以下の機関での配布を行う。

- ・ 教育委員会関係施設(社会教育館、図書館、めぐろ学校サポートセンター等)
- ・ 地区サービス事務所
- ・ 住区センター

(2) 教育委員会ホームページ等

協議会の資料、会議録及び「協議会だより」(仮称)などの協議経過を掲載する。また、学校・保護者間連絡システム(全区立学校保護者)及び目黒区 SNS の公式アカウント等から情報を配信する。

(3) その他

関係各住区住民会議・町会・自治会においては、「協議会だより」(仮称)の周知に努めていただく。